

# 信州実験動物研究会

## 会 則

第1条 本会は信州実験動物研究会と称する。

第2条 本会は長野県内および周辺各県の職場で、実験動物に直接関係のある業務に携わるものが互いに実験動物・動物実験についての知識の向上を図り、併せてこの領域の進展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。詳細については別に定める各規則に従い実施する。

1. 勉強会、研修会等
2. 研究発表会
3. 動物実験に関する研究の奨励および表彰
4. 関連機関および学会との情報交換、交流
5. その他必要と認める事業

第4条 本会の所在地（事務所）は、信州大学基盤研究支援センター（〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1）におく。

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 個人会員  
実験動物に関係のある業務に従事し、本会の目的に賛同して、入会申込書を提出した個人
2. 賛助会員は  
本会の目的に賛同して、会長の承認を経て入会申込書を提出した団体
3. アカデミア会員  
本会の目的に賛同し、会長の承認を経て入会申込書を提出した高校または大学。なお、同一の機関で施設が異なる場所に存在する場合は施設毎に加入することとする。例：〇〇大学△△キャンパス、〇〇大学□□キャンパス
4. 特別会員、名誉会員をおくことができる。

第6条 各会員の年会費について、個人会員：1,000 円、賛助会員：20,000 円、アカデミア会員：3,000 円とする。賛助会員またはアカデミア会員の団体に所属する個人会員は会費を免除する。なお、いずれも会費は会計年度当初に納入する。

第7条 退会しようとするものは、その旨を本会に通知する。ただし、当該年度の会費を納入するべきものとする。なお、1 年を超えて会費を滞納した場合、もしくは本人が亡くなった場合は退会扱いとすることができる。

第8条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1 名 会を代表し、会務を統括する。  
任期は2カ年とし、幹事が正会員中より候補者を選出し、総会の承認を得るものとする。
2. 副会長 1 名 会長の会務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。  
任期は2カ年とし、幹事が正会員中より候補者を選出し、総会の承認を得るものとする。
3. 会計 1 名 会の会計を行う。  
任期は2カ年とし、正会員の互選により選出する。
4. 監事 2 名 会計を監査する。  
任期は2カ年とし、幹事が正会員中より候補者を選出し、総会の承認を得るものとする。
5. 幹事若干名 会務を分担処理する。

任期は2年とし、正会員の互選により選出する。他に少数に限り会長がこれを追加することができる。

6. 顧問 若干名 会長の諮問に応じ、本会の目的達成に必要な助言を与える。

任期は2年とし、会長がこれを委託する。

7. 事務局 1名 会務処理や問い合わせの窓口等行う

任期は2年とし、正会員の互選により選出する。

第9条 総会は毎年1回開催し、本会の運営につき協議する。協議内容の決定については参加者による多数決により決定する。

第10条 会計年度は毎年2月1日から翌年1月末日までとする。

第11条 会則の変更は総会の承認を得るものとする。

第12条 本会則は昭和56（1981）年8月27日より施行する。

改定日：令和5年（2023）年3月10日